

盛土規制法について

令和4年11月28日
農林水産省 農村振興局 農村計画課

盛土をめぐる現状

○静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ 甚大な人的・物的被害（令和3年7月）

○盛土の総点検において、全国で約3.6万箇所を目視等により点検（令和4年3月）



R3.7 静岡県熱海市



死者・行方不明者28名、住宅被害98棟



H21.7 広島県東広島市

廃棄された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、
住宅被害1棟



R3.6 千葉県多古町

廃棄された土石の崩落
軽傷者1名、県道通行止め
住宅被害1棟

制度上の課題

○宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→ 各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在
（一部の地方公共団体では、条例を制定して対応）

【参考】熱海市伊豆山地区の土石流発生箇所

→ 森林法の許可、静岡県土採取等規制条例の届出の対象 / 廃棄物処理法による廃棄物投棄禁止

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

◆盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“盛土規制法”

※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応

◆国土交通大臣及び農林水産大臣が盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定し、その方針の下、都道府県知事等が規制を実施

1. スキマのない規制

規制区域

- 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域**を**規制区域**として指定
 - **宅地造成等工事規制区域**:市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
 - **特定盛土等規制区域**:市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
- ※ 「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市・中核市の長
- 区域指定に**市町村が関与**できる仕組みを導入（指定の際の市町村への意見聴取、市町村からの指定の申出）
- 都道府県等は、定期的に、規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な**基礎調査**を実施

規制対象

- 規制区域内で行われる盛土等を**都道府県知事等の許可**の対象とする
- 宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、**単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制**
- ※ 許可された盛土等については、①**所在地等の一覧を公表**するとともに、②**現場での標識掲出**を義務化し、無許可行為の早期の摘発につなげる。

(参考) 改正前の宅地造成工事規制区域

【規制対象】

- 宅地を造成するための盛土・切土



【区域指定のイメージ】

主に、丘陵地にある市街地（又は今後市街地になりうる土地）の区域を指定

<宅地造成工事規制区域（改正前）のイメージ>



新制度による規制区域

【規制対象】

※ (下線部) : 規制を強化する部分

- 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- 土捨て行為や一時的な堆積



【区域指定のイメージ】

改正前の宅地造成工事規制区域に加えて、**土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地を広く指定**

<新制度による規制区域のイメージ>



2. 盛土等の安全性の確保

許可基準 ・手続

○盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**

※ 許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査

○許可に当たって、**土地所有者等の同意** 及び **周辺住民への事前周知（説明会の開催等）**を要件化

中間検査 完了検査

○許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、

①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

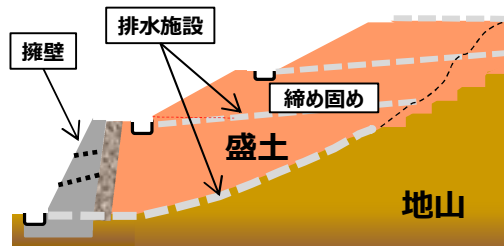
※ 地域の実情に応じ、条例で、許可基準の強化のほか、定期報告の頻度や内容、中間検査の対象項目等の上乗せができる旨の規定を措置。

■ 災害防止のための安全基準の設定

<盛土・切土>

(主な安全基準)

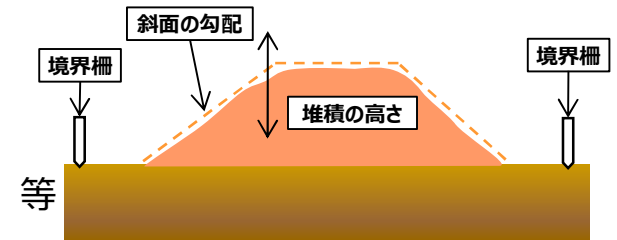
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 地盤の締め固め 等



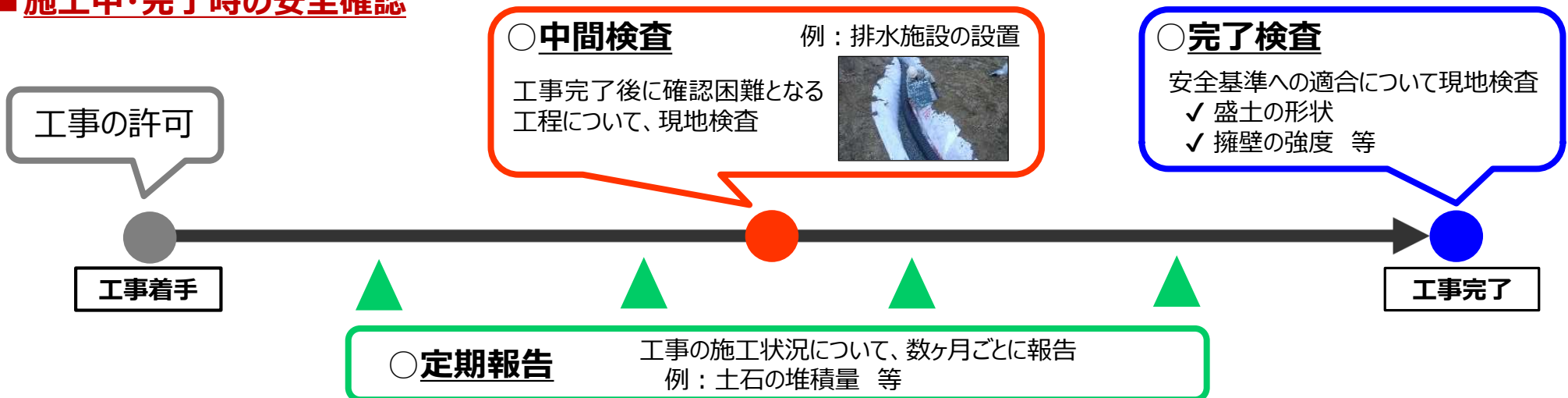
<一時的な堆積>

(主な安全基準)

- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 斜面の勾配
- ✓ 境界柵の設置 等

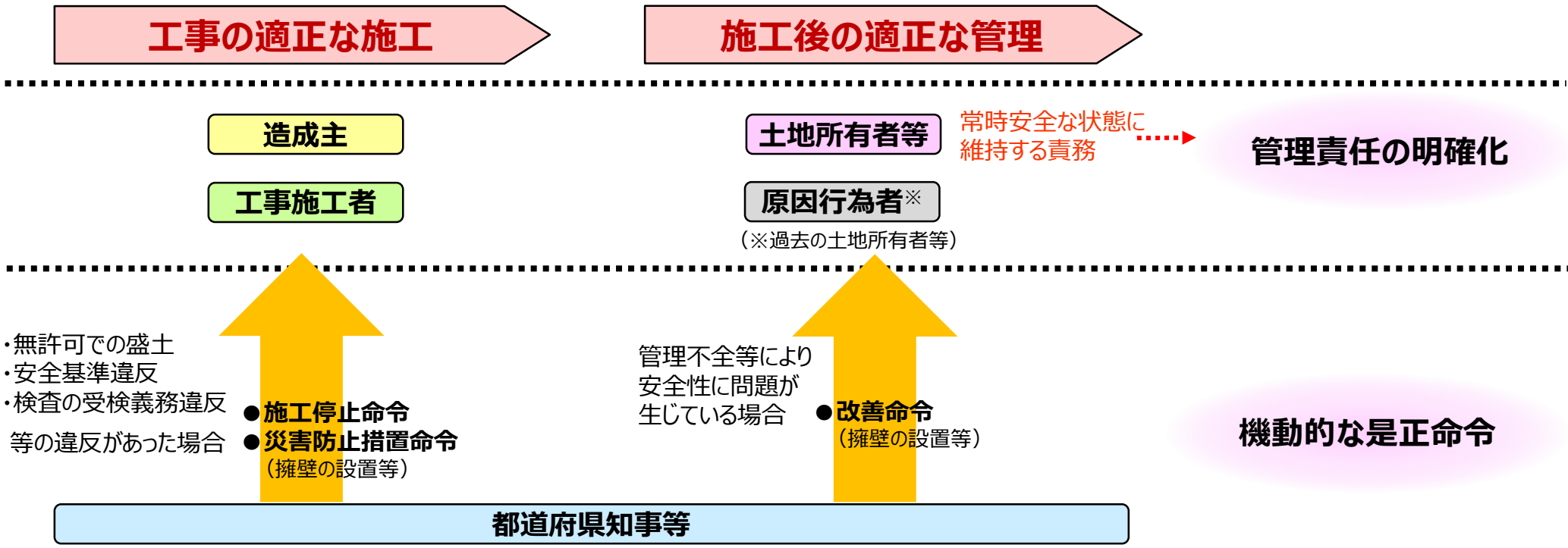


■ 施工中・完了時の安全確認



3. 責任の所在の明確化 / 4. 実効性のある罰則

- 管理責任** ○盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有することを明確化
※ 「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生。
- 監督処分** ○災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。
- 罰則** ○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**



※ 命令の相手方を確知できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しない等の場合には、都道府県知事等が代執行。
 ※ 都道府県知事等による適時適切な命令発出がなされるよう、緊急時においては国が都道府県知事等に対して指示を行うことを可能に。

- 無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化（最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下）**
- 法人に対しても抑止力として十分機能するよう、**法人重科を措置（最大で3億円以下）**

実効性のある罰則

【参考：農林水産省】

農山漁村地域整備交付金における盛土緊急対策事業について

(令和4年4月1日改正版)

事業名	事業内容	事業実施主体	国費率	地方負担分への財政措置
①盛土による災害防止のための調査事業				
盛土による災害防止のための調査	盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握のために必要な調査を行うもの	都道府県 又は市町村	1/3	
②盛土緊急対策事業				
安全性把握調査 (詳細調査)	総点検により確認された危険が想定される盛土の安全性把握に関する調査若しくは監視又は危険切迫の場合における安全を確保するための暫定的な応急対策工事を行うもの (令和6年度までに着手したものに限り)	都道府県 又は市町村	通常分 1/2 以内	適債性のないもの 地方負担分の50%を特別交付税措置 適債性のあるもの ※1 地方負担分の90%を公共事業等債(地方負担の20%を交付税措置)
			特別分 ※2 2/3	適債性のないもの 地方負担分の70%を特別交付税措置 適債性のあるもの ※1 地方負担分の90%を公共事業等債(災害関連)(地方負担の45%を交付税措置)
盛土撤去事業 ※3	総点検又は総点検を踏まえて実施した安全性把握調査により危険と認められた盛土について、対策の緊急性を踏まえて、土砂の撤去を行うもの (令和7年度までに着手したものに限り)	都道府県 又は市町村	通常分 1/2 以内	適債性のないもの 地方負担分の50%を特別交付税措置
			特別分 ※2 2/3	適債性のないもの 地方負担分の70%を特別交付税措置
盛土崩落対策事業 ※3	総点検又は総点検を踏まえて実施した安全性把握調査により危険と認められた盛土について、対策の緊急性を踏まえて、崩落の防止を行うもの(盛土撤去事業を除く) (令和7年度までに着手したものに限り)	都道府県 又は市町村	通常分 1/2 以内	適債性のあるもの 地方負担分の90%を公共事業等債(地方負担の20%を交付税措置)
			特別分 ※2 2/3	適債性のあるもの 地方負担分の90%を公共事業等債(災害関連)(地方負担の45%を交付税措置)

※1 安全性把握調査等には防災対策(応急対策)が含まれているが、防災対策(応急対策)に要する経費のうち、適債性のある経費(地方財政法第5条に規定する地方債を起すことができる経費。)については、特別交付税措置ではなく地方債の対象となる。

※2 特別分とは、通常分に加え、所定の要件をすべて満たすものをいう。安全性把握調査について、特別分は令和4年度までに限る。

※3 対策工事に係る費用は、既存の交付金の枠内で対応を基本としつつ、要すれば、個別案件ごとに防災・減災対策等強化事業推進費(国土交通省)の活用も可能。

食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会委員から 盛土規制法 基本方針(案)公表後に寄せられた主な御意見

- 盛土だけではなく、切土についても規制対象となっているが、土地改良事業は切土を行うことが多いので、土地改良事業に悪影響が出ないように留意してほしい。
- 土地改良事業の計画設計基準について、盛土規制法を踏まえた何らかの手当てが必要ではないか。法律の検討会の際には「土地改良事業については、計画設計基準がしっかりしているのでこちらに任せて欲しい」との旨発言したこともあり、計画設計基準に、盛土規制法についても盛り込む必要があると考えている。
- (盛土規制法とは直接関係がないが、)長期的な話として、農地法において、太陽光発電をどう扱うかについてきちんと議論していく必要があると思う。
- 森林開発や農地転用による太陽光発電設備の設置に伴う盛土法による許可等の規制は重要であり適切な対応を期待したい。
- 盛土規制法への対応のために、土地改良事業に追加の経費がかかり、参加者の負担額が増えたり、費用対効果の観点から採択されにくくなってしまったりしないよう、対応を考えて欲しい。中山間の傾斜地の農業と、平坦地の農業との格差を広げる結果にならないようにしてほしい。
- 盛土規制区域内の農地での通常の営農活動や土地改良事業の推進に支障や過大な負担とならないようにする必要がある。
- 都道府県、市町村におけるワンストップの相談窓口の整備や通報しやすい環境の整備についての具体的なイメージや関係部局の連携体制をわかりやすく示す必要がある。
- 盛土規制法は国民の命と財産を守るための大変重要な法律だと理解した。厳正に対応できるように、進めていただきたい。
- 基礎調査については、地方自治体の担当者の負担が大きくなることが予想される。土木の専門家の人材不足が指摘されている中、人的負担を軽減できるような支援策を十分ご検討いただきたい。